

令和7年度 臨時総会議案書

と き 令和8年3月17日（火）

と ころ 福岡リーセントホテル クリスタルルーム

公益社団法人福岡県畜産協会

福岡市博多区千代4丁目1番27号
（福岡県自治会館内）

臨時總會次第

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 議長選出
- 4 議事録署名人及び書記指名
- 5 議 事
- 6 閉 会

臨時總會議案

- 第1号議案 令和8年度事業計画書及び収支予算書並びに会費の賦課及び徴収時期承認に関する件
- 第2号議案 公益社団法人福岡県畜産協会定款の一部改正に関する件

総会に対する会長の提出書

公益社団法人福岡県畜産協会定款第12条の規定により、令和8年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）の事業計画書及び収支予算書並びに会費の賦課及び徴収時期承認に関する件を別紙のとおり提出します。

令和8年3月17日

公益社団法人福岡県畜産協会
会長 藏内 勇夫

第 1 号議案

令和 8 年度事業計画書及び収支予算書並びに会費の
賦課及び徴収時期承認に関する件

令和8年度事業計画

【方針】

我が国経済は、賃上げ率が2年連続で5%を上回るなど、「デフレ・コストカット型経済」から、その先にある新たな「成長型経済」に移行する段階まで来ています。足元の景気は、緩やかに回復しているものの、潜在成長力は伸び悩み、賃金の伸びは食料品を中心とした物価上昇に追いつかず、個人消費は力強さを欠いています。令和8年度は、所得環境の改善が進む中で、各種政策効果も下支えとなり、個人消費が増加するとともに、危機管理投資・成長投資の取組が進展し、引き続き、国内需要中心の経済成長となることが期待されています。

県内の畜産の活動を見ますと、20周年を迎えた「博多和牛」の認知度向上、販路拡大に向けた動きを強化するため、流通業者と生産者との交流会の開催、博多駅でのイベントやPRが実施されました。「はかた地どり」は目標としていた年間60万羽の出荷を達成し、販売の拡大を進めています。また、今年度開催された全日本ホルスタイン共進会への乳用牛の出品や令和9年度開催予定の全国和牛能力共進会に向けた取組が開始されるなど、家畜の改良や品質向上に向けた活動も行われています。

畜産情勢については、輸入飼料や資材価格の高止まり、人件費の高騰などにより畜産物の生産コストは上昇しており、引き続き厳しい環境下にあります。今後はICT機器や高性能な機械を活用したスマート畜産の導入による生産性の向上や耕畜連携による自給飼料の生産を促進するなど、足腰の強い畜産経営を確立していくことが重要です。畜種別に見ますと、生乳は乳価の値上げはあったものの、脱脂粉乳の適正在庫量に向けた更なる消費拡大が必要となっています。また、物価高の影響で牛肉の消費や価格が低迷する一方で、豚肉・鶏肉・鶏卵については、市場価格が上昇傾向で推移しています。

家畜衛生については、一昨年11月に全国で初めて本県で確認された牛のランピースキン病は、防疫対策の徹底により現時点での発生は認められておりません。また、昨年8月には県内で野生イノシシの豚熱感染が確認され、イノシシ用経口ワクチン散布と併せてこれまでの豚へのワクチン接種や侵入防止柵の設置などの徹底した防疫対策を講じることで豚での発生は認められておりません。高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)も全国各地で発生しており、今後も油断することなく継続した家畜衛生対策が必要です。

このように、畜産を巡る情勢については多くの課題が存在するとともに大きな希望があります。当協会では、①本県の畜産農家に対する経営指導を基本に、経営の安定に資する各種事業を推進し、生産者の経営体質の強化と所得確保を図る、②「博多和牛」や「はかた地どり」などの県産畜産物の普及推進を図るとともに、消費者に対する畜産への理解醸成に関する取り組みを積極的に実施する、③消費者に安全・安心な畜産物を安定的に提供するため、農場HACCP認証制度の普及推進をはじめ、家畜に対するワクチン接種の推進などの家畜衛生関連事業を実施するなど、会員の負託に応えるため、各種活動に鋭意取り組み、本県畜産の振興に寄与して参ります。

〔事業計画〕

I 国等の補助事業を通じて、経営の安定と国民生活に不可欠な畜産物の安定供給に資する事業

1 肉用子牛生産者補給金交付事業

肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合に肉用子牛の生産者に対して補給金を交付し、肉用子牛の生産安定を図る。

2 肉用子牛生産者補給金制度運営体制整備強化事業

(1) 肉用子牛生産者補給金制度運営適正化事業

肉用子牛生産者補給金制度の適正かつ円滑な実施体制の確保を図るとともに、肉用子牛生産者補給金の交付金事務処理の高度化に資する。

(2) 指定協会運営体制支援事業

近年の市中金利の低下に伴い、運営特別基金の運用益が著しく減少し、協会の運営が厳しいことから本事業により支援を受け、運営体制の強化を図る。

3 肉用牛経営安定対策補完事業

肉用牛生産は小規模・高齢者層などの離農により、生産基盤の脆弱化が危惧されている。このため、遺伝的多様性に配慮した繁殖雌牛の確保、子牛生産の効率化、担い手の育成等を支援することにより、生産基盤の強化を図る。

4 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち優良繁殖雌牛更新加速化事業に係る業務委託事業

肉用牛の生産基盤の強化のため、畜産クラスター協議会における畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体に対し、高齢の繁殖雌牛から優良な若い繁殖雌牛に更新するために必要な経費を、全国肉用牛振興基金協会が支援する。当協会は、その業務の一部を受託する。

5 優良和子牛生産推進緊急支援事業

厳しい経営状況が続いている和子牛生産者の経営安定を図るため、セーフティネットを臨時的に措置する。市場等で取引される和子牛のブロック別平均売買価格が発動基準価格を下回った場合、飼養管理技術向上のための取組メニューを実施する生産者が販売した和子牛に対して奨励金を交付する。

6 和子牛生産地基盤強化緊急特別対策事業

優良和子牛生産推進緊急支援事業に上乗せして実施。ブロック別平均売買価格が発動基準を下回った場合に、和子牛産地の基盤強化に取り組む生産者に対し、奨励金を交付する。

7 肉用牛肥育経営安定交付金制度委託業務

肉用牛肥育経営の収益性が悪化した場合に、生産者が積み立てた負担金からの補填金（1/4）と（独）農畜産業振興機構からの交付金（3/4）により、肥育牛生産者に対して、販売価格と生産費との差額の9割を交付することで肉用牛肥育経営の安定を図る。

8 蜜源及び花粉交配実態調査事業

蜜蜂の転飼を円滑に推進し、養蜂の振興を図るため、蜜源及び花粉交配の実態を調査する。

II 畜産の経営及び生産技術の支援・指導並びに畜産に対する理解醸成のための事業

1 畜産経営総合指導事業

畜産経営体自らの経営改善への取組を支援し、経営管理技術の革新、高度化に対応した国際競争力のある先進的経営の育成を図る。

このため、関係機関、団体が一体となった指導体制を整備し、相互の協力のもと、個々の経営水準、実態に即した経営診断分析を実施するとともに、畜産経営の集団活動を促し地域的な経営改善の取組、低コスト化等を推進することにより、生産性の高い畜産経営の実現に努める。

2 畜産経営技術指導推進事業

本協会の経営技術に関する知識を活用して、県が実施する畜産経営技術向上のための対策と連携を図りつつ、畜産コンサルタントを設置し、経営技術指導を実施する。

3 畜産振興補助事業

県の指導機関で構成されるコンサルタント団とともに、農家の技術指導及び経営指導を主導的に実施する。

また、畜産指導団体の中核としての機能を果たすため、中央・地方行政機関及び関係団体等と密接な連携のもとに、必要な調査情報交換、講習会、研究会の開催等を実施する。

さらには、馬事畜産振興のための支援と畜産物の普及・啓発を図るとともに、消費者等への情報発信等を行い、畜産物に対する相互理解に努める。

4 畜産クラスター全国推進事業に係る全国実態調査

畜産クラスターへの取組を推進するために、全国の先進的な経営体等の経営内容を調査し、指標作りを行い、畜産クラスターの中心的な経営体の育成に資する。

5 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち機械導入事業に係る業務委託事業

畜産クラスター協議会における畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体に対し、収益力の強化等に必要な機械のリース導入を中央畜産会において支援することとなっており、その導入事業に係る業務を受託し、畜産クラスター協議会及び中心的経営体に対して支援を行う。

6 畜産経営体生産性向上対策事業のうち ICT 化等機械装置等導入事業に係る業務委託事業

畜産 ICT 応援会議に参画する畜産農家が労働負担軽減・省力化及び飼養管理技術の高度化に資する機械装置の導入を中央畜産会が支援することとなり、その業務の一部を受託し、事業の普及推進業務・事業推進指導・内容確認業務等を実施し、畜産農家への支援を行う。

7 酪農経営支援総合対策事業のうち酪農労働省力化対策事業に係る業務委託事業

酪農応援会議に参画する酪農経営体に対し、労働負担軽減・省力化及び飼養管理技術の高度化に資する機械装置導入及び機械装置と一体的な施設整備を実施するに当たって、普及推進や事業推進指導等を実施し、酪農応援会議及び酪農経営体に対して支援を行う。

8 地域畜産支援指導体制強化事業

生産者等からの経営、技術、制度、資金、衛生関係等各種相談に応じるため、畜産コンサルタント、農場 HACCP 指導員等専門家を活用した畜産経営相談窓口を設置し、生産者等の支援を行う。

9 畜産物輸出対応生産円滑化事業

地域の特性と地域の畜産物輸出に即した輸出に対する生産者の理解醸成や意識向上を図るため、日本畜産物輸出促進協会が取り組む事業の一部を受託し、輸出相談窓口を設置し、生産者等からの輸出相談に応じる等支援を行う。

10 畜産特別資金等推進指導事業

畜産経営は素畜費、飼料費等の運転資金、設備投資資金など多額の資金を必要とし、その回収に時間を要するとともに、経営・技術面における不断の改善が求められる。

このため、畜産特別資金融通の円滑な実施を図るため県支援協議会を開催し、融資機関へ指導助言を行うとともに、畜産特別資金借受農家に対し、行政、関係機関と協力

し、借受者の経営状況を把握し、経営分析に基づく指導を実施する。

1 1 貸付事業指導等事業

(公財) 畜産近代化リース協会より農業協同組合等を介して生産農家へ貸し付けされた、飼料の生産利用、家畜家きんの飼養管理、家畜畜産物の流通、その他の畜産振興のために必要な器具・機械の貸付確認及び適正な利用管理状況についての技術指導並びに経営指導を実施する。

1 2 畜産共進会

各団体等が家畜の改良と飼養管理技術の改善を図るため実施される共進会、共励会に協賛し、会長賞の授与を行う。

1 3 畜産経営高度化指導推進事業に係る業務委託事業

畜産会組織の重点的な経営指導実践に資するモデル経営設計指標及び経営指導力向上のための畜産eラーニングプログラムを作成し、競争力の高い畜産経営体育成のための指導体制の強化を図ることを目的とし、経営指導指標作成に必要な経営事例調査を行う。

Ⅲ 国民生活の安全・安心に資する家畜衛生対策等の推進に関する事業

1 家畜生産農場衛生対策事業

生産農場における疾病の清浄化・組織的な取組による疾病の流行防止、また、生産者による飼養衛生管理の向上に資するため、獣医師による指導を推進する。

- (1) 牛ウイルス性下痢持続感染牛の自主とう汰及びワクチン接種について助成
- (2) ヨーネ病抗体陽性牛の自主とう汰について助成
- (3) 異常産関連ワクチン接種について助成

2 安全安心な畜産物の生産支援対策事業

安全安心な畜産物を生産するため、予防接種を徹底することにより、疾病発生を防止し、抗菌剤の使用を減らした健康な家畜の生産に寄与する。

- (1) 予防接種促進 (農家負担軽減)
- (2) 事業推進のための獣医師往診料の助成
1,320円/回以内 (1日の技術料12,850円以下の場合に助成)

3 家畜自衛防疫推進事業

家畜の所有者が行う自主的な家畜の伝染性疾病予防措置を指導推進し、家畜の生産性向上を図る。

4 家畜伝染性疾病発生予防事業（予防接種事業）

（1）補助対象疾病対策

「家畜生産農場衛生対策事業」及び「安全安心な畜産物の生産支援対策事業」の予防接種を実施する。

（2）一般疾病対策

本協会の独自事業として牛関係7、豚関係11、鶏関係2の予防接種を実施する。

5 消費・安全対策交付金交付事業（家畜衛生対策事業）

家畜防疫の円滑な実施を図るため、協会等が行う自衛防疫事業の実施要望等の把握を行う。

また、自衛防疫事業の適切な実施を図るために指定した獣医師との打ち合わせ会議及び協会の会員等をもって構成する自衛防疫推進協議会を地域段階で開催するとともに、畜産経営者及び獣医師向けに「福岡県家畜衛生だより」等を作成・配布し、家畜衛生情報の広報を行う。

6 牛疾病検査円滑化推進対策事業

死亡牛のBSE検査を円滑に実施するため、県内で死亡した牛の所有者に対し検査促進費、検体提供費を助成する。

（助成対象は① 特定症状を呈する全月齢の牛、② 特定症状以外のBSEが否定できない症状を呈する全月齢の牛）

月 齢	計画頭数	検査促進費	検体提供費
全月齢	60 頭	6,000 円／頭	6,000 円／頭

7 家畜防疫互助基金支援事業

（1）家畜防疫互助等推進事業

牛・豚の飼養農家において、CSF（豚熱）、ASF（アフリカ豚熱）、口蹄疫、牛疫、牛肺疫の5つの特定疾病が万一発生した場合、飼養する家畜の殺処分等に伴う損失を生産者等が互助補償する仕組みについて、その趣旨、事業内容の周知を図り、加入を促進する。

（2）家畜防疫互助事業

畜産協会と家畜防疫互助金交付契約を締結した牛又は豚の生産者（飼養農家）に対し交付対象疾病が発生した場合、畜産経営における影響を緩和し、経営再開を支援するため、交付契約に基づく互助金を交付する。

8 馬飼養衛生管理特別対策事業

競走馬以外の馬の飼養衛生管理体制の総合的な整備を図るため、地域における馬の飼養状況、衛生管理状況等の基礎調査を実施する。また、講習会を開催し、馬飼養者及び関係獣医師の飼養衛生管理に関する知識の普及・啓発を図る。

9 馬伝染性疾病防疫推進対策事業

競走馬以外の乗用馬等を対象に馬インフルエンザ及び馬鼻肺炎の発生予防を目的としてワクチン接種について助成を行い、疾病による経済的損失を低減する。

馬インフルエンザワクチン代の補助 3,940円/頭

馬鼻肺炎ワクチン代の補助 12,000円/頭

10 家畜防疫・衛生指導対策事業

(1) 地域自衛防疫推進事業

家畜の伝染性疾病発生時の防疫対応等を支援するため、伝染性疾病の発生に備えた防疫演習を家畜保健衛生所所轄ごとに実施し、地域防疫体制の整備・定着を図る。

(2) 地域農場HACCP認証支援事業

農場 HACCP 関係者による普及推進のための方策について検討するとともに、農場 HACCP 構築に取り組む農家への助言・指導等の支援を実施する。

IV その他

1 和牛登録事業

(公社)全国和牛登録協会の委託を受けて、和牛(黒毛和種)の血統等を証明するため子牛登記、基本登録、遺伝子検査等の業務を行う。

畜種	登録・登記の種類	予定数
黒毛和種	会 員	150 名
	基 本 登 録	320 頭
	子 牛 登 記	2,850 頭

2 書籍販売事業

畜産に関する知識、技術の普及及び情報を提供するため、畜産専門書を斡旋、販売する。

収支予算書

令和 8年 4月 1日から令和 9年 3月31日まで

(単位：円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益	366,000	343,000	23,000
運営特別基金受取利息	181,000	170,000	11,000
運営基盤強化基金受取利息	185,000	173,000	12,000
受取会費	11,457,000	11,567,000	△ 110,000
受取会費	11,457,000	11,567,000	△ 110,000
事業収益	89,055,000	86,545,000	2,510,000
県委託金収益	1,664,000	1,664,000	0
団体委託金収益	20,782,000	19,998,000	784,000
登録事業収益	16,832,000	16,063,000	769,000
衛生指導事業収益	44,204,000	43,238,000	966,000
書籍等販売収益	10,000	10,000	0
管理受託金収益	600,000	600,000	0
マル緊事業手数料収益	4,160,000	4,258,000	△ 98,000
肉用子牛事業手数料収益	720,000	630,000	90,000
養豚事業負担金収益	83,000	84,000	△ 1,000
受取補助金等	82,383,000	92,806,000	△ 10,423,000
受取国補助金	4,639,000	4,746,000	△ 107,000
受取県補助金	31,546,000	30,502,000	1,044,000
受取地方競馬全国協会補助金	21,035,000	20,814,000	221,000
受取中央畜産会補助金	3,870,000	3,607,000	263,000
受取中央畜産会助成金	6,938,000	6,879,000	59,000
受取農畜産業振興機構補助金	14,355,000	26,258,000	△ 11,903,000
雑収	2,986,000	2,137,000	849,000
受取利息	180,000	12,000	168,000
雑収	2,693,000	1,995,000	698,000
受取配当金	113,000	130,000	△ 17,000
経常収益計	186,247,000	193,398,000	△ 7,151,000
(2) 経常費用			
事業費	183,658,000	190,903,000	△ 7,245,000
役員報酬	6,100,000	6,076,000	24,000
給料	69,372,000	68,943,000	429,000
福利厚生費	12,116,000	11,510,000	606,000
貸付金	4,729,000	3,262,000	1,467,000
退職給付費用	4,003,000	3,704,000	299,000
会議費	1,917,000	1,550,000	367,000
旅交通費	7,310,000	6,588,000	722,000
通信費	3,095,000	3,056,000	39,000
材料費	37,661,000	37,029,000	632,000
研修費	231,000	271,000	△ 10,000
消耗品費	3,638,000	3,444,000	194,000
印刷費	2,081,000	1,988,000	93,000
賃借料	6,880,000	6,830,000	50,000
保険料	76,000	60,000	16,000
褒章・奨励金	1,408,000	1,410,000	△ 2,000
図書・資料費	171,000	157,000	14,000
諸謝金	1,026,000	1,030,000	△ 4,000
租税公課	92,000	100,000	△ 8,000
租税公課	3,511,000	3,392,000	119,000
上部団体納付金	5,330,000	5,038,000	292,000
支払負担金	991,000	835,000	156,000
書籍仕入金	8,000	8,000	0
支払助成金	1,298,000	1,191,000	107,000
支払補助金	4,159,000	16,945,000	△ 12,786,000
調査費	159,000	159,000	0
委託費	421,000	462,000	△ 41,000
個別識別等技術料	3,270,000	3,254,000	16,000
指導技術者雇用	313,000	313,000	0
期首棚卸額	3,463,581	3,463,581	0
期末棚卸額	△ 3,463,581	△ 3,463,581	0
光熱水料費	418,000	420,000	△ 2,000

科 目				予算額	前年度予算額	増 減
雑			費	92,000	126,000	△ 34,000
減	償	却	費	1,782,000	1,782,000	0
管	理		費	4,253,000	4,940,000	△ 687,000
役	員	報	酬	1,101,000	1,180,000	△ 79,000
給	料	手	当	324,000	1,051,000	△ 727,000
賃			金	12,000	12,000	0
退	職	給	用	28,000	7,000	21,000
福	利	厚	費	408,000	522,000	△ 114,000
会		議	費	750,000	640,000	110,000
旅	費	交	費	191,000	224,000	△ 33,000
通	信	運	費	212,000	222,000	△ 10,000
渉		外	費	100,000	100,000	0
消	耗	品	費	5,000	5,000	0
印	刷	製	費	90,000	90,000	0
図	書	資	費	9,000	4,000	5,000
光	熱	水	費	3,000	1,000	2,000
賃		借	料	5,000	4,000	1,000
保		守	料	223,000	223,000	0
租	税	公	課	1,000	1,000	0
支	払	負	金	66,000	61,000	5,000
委		託	費	660,000	528,000	132,000
雑			費	65,000	65,000	0
経常費用計				187,911,000	195,843,000	△ 7,932,000
評価損益等調整前当期経常増減額				△ 1,664,000	△ 2,445,000	781,000
評価損益等計				0	0	0
当期経常増減額				△ 1,664,000	△ 2,445,000	781,000
2. 経常外増減の部						
(1) 経常外収益						
経常外収益計				0	0	0
(2) 経常外費用						
経常外費用計				0	0	0
当期経常外増減額				0	0	0
当期一般正味財産増減額				△ 1,664,000	△ 2,445,000	781,000
一般正味財産期首残高				189,051,130	191,496,130	△ 2,445,000
一般正味財産期末残高				187,387,130	189,051,130	△ 1,664,000
II 指定正味財産増減の部						
当期指定正味財産増減額				0	0	0
指定正味財産期首残高				0	0	0
指定正味財産期末残高				0	0	0
III 正味財産期末残高				187,387,130	189,051,130	△ 1,664,000

科 目	公益目的事業会計					収益事業等会計				法人会計		総合計
	公益目的 1	公益目的 2	公益目的 3	公益共通事業	小計	書籍販売事業	その他事業等	小計	一般事業費(管理費)			
減価償却費	0	0	0	90,000	90,000	0	0	2,000	2,000	0	0	92,000
管理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,782,000
役員報酬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,253,000
給料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,101,000
賃借料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	324,000
退職給付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12,000
協賛料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28,000
会議費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	408,000
旅費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	750,000
通信費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	191,000
消遣費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	212,000
印刷費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100,000
図書費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,000
光熱費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	90,000
賃借料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9,000
燃料費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,000
委託料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,000
支払税金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	223,000
支払手数料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,000
委託料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	66,000
雑費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	660,000
雑費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	65,000
経費用計	29,713,000	47,886,000	76,985,000	9,007,000	163,591,000	10,000	20,057,000	20,057,000	20,057,000	4,253,000	187,911,000	4,253,000
翌期利益調整前当期経常増減額	0	△ 91,000	0	△ 3,248,500	△ 3,339,500	0	0	0	0	1,675,500	△ 1,664,000	1,675,500
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	0	△ 91,000	0	△ 3,248,500	△ 3,339,500	0	0	0	0	1,675,500	△ 1,664,000	1,675,500
2. 経常外収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(1) 経常外収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計差引当額	0	△ 91,000	0	△ 3,248,500	△ 3,339,500	0	0	0	0	1,675,500	△ 1,664,000	1,675,500
当期一般正味財産増減額	0	△ 91,000	0	△ 3,248,500	△ 3,339,500	0	0	0	0	1,675,500	△ 1,664,000	1,675,500
一般正味財産増減額	27,753,558	△ 1,279,665	40,894,553	1,193,837	68,562,283	△ 113,928	5,079,599	4,965,671	4,965,671	115,523,176	189,051,130	115,523,176
一般正味財産期末残高	27,753,558	△ 1,370,665	40,894,553	△ 2,054,663	65,222,783	△ 113,928	5,079,599	4,965,671	4,965,671	117,198,676	187,387,130	117,198,676
一般正味財産増減の部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産増減の部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産増減の部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
正味財産期末残高	27,753,558	△ 1,370,665	40,894,553	△ 2,054,663	65,222,783	△ 113,928	5,079,599	4,965,671	4,965,671	117,198,676	187,387,130	117,198,676

資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

(1) 資金調達の見込みについて

当期中に借入の予定はない。

(2) 設備投資の見込みについて

当期中における重要な設備投資(除却または売却を含む。)の予定はない。

令和8年度 会費の賦課

(単位：円)

団 体 名	賦 課 金 額
福岡県農業協同組合中央会	1,250,000
全国農業協同組合連合会	2,500,000
ふくおか県酪農業協同組合	1,250,000
公益社団法人福岡県獣医師会	547,000
福岡県畜産事業協同組合	50,000
福岡県養鶏協会	50,000
一般社団法人福岡県配合飼料価格安定基金協会	80,000
一般社団法人福岡県牛乳協会	130,000
福岡県養蜂組合	200,000
福岡県農業共済組合	50,000
福岡県信用農業協同組合連合会	43,000
全国共済農業協同組合連合会	43,000
福岡県動物薬品器材協会	100,000
福岡県家畜人工授精師協会	29,000
農事組合法人福栄組合	50,000
福岡市農業協同組合	114,000
筑紫農業協同組合	95,000
粕屋農業協同組合	209,000
糸島農業協同組合	217,000
筑前あさくら農業協同組合	240,000
みい農業協同組合	194,000
北九州農業協同組合	92,000
福岡嘉穂農業協同組合	122,000
直鞍農業協同組合	106,000
田川農業協同組合	92,000
柳川農業協同組合	88,000
福岡八女農業協同組合	194,000
南筑後農業協同組合	107,000
福岡市東部農業協同組合	19,000
久留米市農業協同組合	19,000
にじ農業協同組合	19,000
福岡大城農業協同組合	19,000
福岡京築農業協同組合	19,000
小 計 (33会員)	8,337,000

(単位：円)

団体名	均等割	特別割	賦課金額	団体名	均等割	特別割	賦課金額
福岡市	40,000	70,000	110,000	宮若市	40,000	20,000	60,000
筑紫野市	40,000	40,000	80,000	田川市	40,000	80,000	120,000
那珂川市	40,000	10,000	50,000	川崎町	40,000	10,000	50,000
須恵町	40,000	10,000	50,000	福智町	40,000	10,000	50,000
宗像市	40,000	90,000	130,000	大任町	40,000	0	40,000
糸島市	40,000	90,000	130,000	赤村	40,000	30,000	70,000
久留米市	40,000	90,000	130,000	大牟田市	40,000	30,000	70,000
小郡市	40,000	30,000	70,000	筑後市	40,000	40,000	80,000
朝倉市	40,000	90,000	130,000	柳川市	40,000	30,000	70,000
筑前町	40,000	90,000	130,000	八女市	40,000	90,000	130,000
東峰村	40,000	10,000	50,000	広川町	40,000	20,000	60,000
うきは市	40,000	30,000	70,000	大川市	40,000	10,000	50,000
大刀洗町	40,000	20,000	60,000	大木町	40,000	10,000	50,000
北九州市	40,000	40,000	80,000	みやま市	40,000	50,000	90,000
岡垣町	40,000	20,000	60,000	行橋市	40,000	20,000	60,000
嘉麻市	40,000	80,000	120,000	豊前市	40,000	20,000	60,000
飯塚市	40,000	90,000	130,000	苅田町	40,000	0	40,000
直方市	40,000	40,000	80,000	みやこ町	40,000	40,000	80,000
小竹町	40,000	10,000	50,000	築上町	40,000	20,000	60,000
鞍手町	40,000	10,000	50,000	上毛町	40,000	30,000	70,000
小 計 (40会員)							3,120,000
合 計 (73会員)							11,457,000

徴収時期 令和8年7月10日までとしたい。

(参考)

基金拠出一覧

(単位:円)

団 体 名	運営特別基金	運営基盤強化基金
福岡県農業協同組合中央会	350,000	60,000
全国農業協同組合連合会 福岡県本部	11,000,000	2,330,000
ふくおか県酪農業協同組合	4,200,000	1,870,000
公益社団法人 福岡県獣医師会	0	2,150,000
福岡県畜産事業協同組合	50,000	50,000
福岡県養鶏協会	0	60,000
一般社団法人 福岡県配合飼料価格安定基金協会	1,100,000	0
福岡県農業共済組合	0	250,000
福岡県信用農業協同組合連合会	4,950,000	1,140,000
全国共済農業協同組合連合会 福岡県本部	3,600,000	1,140,000
福岡県動物薬品器材協会	0	1,250,000
福岡県家畜人工授精師協会	0	60,000
福岡市農業協同組合	0	210,000
筑紫農業協同組合	4,150,000	110,000
粕屋農業協同組合	2,350,000	210,000
糸島農業協同組合	1,300,000	240,000
筑前あさくら農業協同組合	3,400,000	490,000
みい農業協同組合	1,350,000	270,000
北九州農業協同組合	2,250,000	220,000
福岡嘉穂農業協同組合	2,050,000	320,000
直鞍農業協同組合	2,450,000	290,000
柳川農業協同組合	0	120,000
福岡八女農業協同組合	3,800,000	360,000
三潆町農業協同組合	1,450,000	360,000
南筑後農業協同組合	0	140,000
福岡市東部農業協同組合	0	100,000
宗像農業協同組合	100,000	160,000
久留米市農業協同組合	0	140,000
にじ農業協同組合	1,550,000	270,000
田川農業協同組合	650,000	210,000
福岡大城農業協同組合	0	100,000
福岡京築農業協同組合	0	140,000

(単位:円)

団 体 名	運営特別基金	運営基盤強化基金
福岡市	0	520,000
筑紫野市	600,000	140,000
春日市	0	40,000
大野城市	0	50,000
宗像市	1,500,000	310,000
太宰府市	0	50,000
糸島市	300,000	470,000
古賀市	0	60,000
福津市	0	130,000
那珂川市	0	70,000
宇美町	0	90,000
篠栗町	150,000	60,000
志免町	0	40,000
須恵町	0	70,000
新宮町	0	90,000
久山町	0	80,000
粕屋町	0	50,000
久留米市	350,000	800,000
朝倉市	500,000	520,000
小郡市	150,000	160,000
筑前町	0	300,000
東峰村	0	90,000
うきは市	150,000	200,000
大刀洗町	0	90,000
北九州市	150,000	260,000
中間市	0	40,000
芦屋町	0	60,000
水巻町	0	50,000
岡垣町	0	90,000
遠賀町	0	50,000
直方市	0	110,000
飯塚市	350,000	600,000
田川市	0	190,000
嘉麻市	0	320,000
宮若市	0	160,000
小竹町	0	60,000
鞍手町	300,000	140,000
桂川町	0	80,000

(単位:円)

団 体 名	運営特別基金	運営基盤強化基金
香春町	0	50,000
添田町	0	50,000
福智町	0	180,000
糸田町	0	50,000
川崎町	0	60,000
大任町	0	90,000
赤村	0	60,000
大牟田市	0	110,000
柳川市	0	190,000
八女市	650,000	530,000
筑後市	150,000	250,000
大川市	0	80,000
大木町	0	60,000
広川町	0	70,000
みやま市	0	170,000
行橋市	0	130,000
豊前市	0	110,000
苅田町	0	50,000
みやこ町	0	220,000
築上町	0	130,000
吉富町	0	40,000
上毛町	0	110,000
全国肉用牛振興基金協会	5,000,000	0
福岡県	0	25,000,000
自己資金 (福岡県畜産協会)	18,450,000	1,050,000
合計	80,850,000	50,350,000

第2号議案

公益社団法人福岡県畜産協会定款の一部改正に関する件

公益社団法人福岡県畜産協会定款 新旧対照表

改正後(案)	現 行
<p>(事業)</p> <p>第4条 協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) <u>畜産経営の安定に関する法律に基づく交付金の交付に関する事業</u></p> <p>(4)～(8) [略]</p> <p>(9) <u>日本農林規格等に関する法律に基づいて行う生産行程管理者の認定</u></p> <p>(10) [略]</p> <p>(権限)</p> <p>第12条 総会は、次の事項について決議する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 貸借対照表及び損益計算書 (<u>活動計算書</u>) 並びにこれらの附属明細書の承認</p> <p>(5)～(7) [略]</p> <p>[削除]</p> <p><u>(8) 借入金の最高限度額の決定</u></p> <p><u>(9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項</u></p> <p>(開催)</p> <p>第13条 総会は、定時総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。</p>	<p>(事業)</p> <p>第4条 協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) <u>畜産経営の収益性が悪化したときに補填金を交付する事業</u></p> <p>(4)～(8) [略]</p> <p>(9) <u>農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づいて行う生産行程管理者の認定</u></p> <p>(10) [略]</p> <p>(権限)</p> <p>第12条 総会は、次の事項について決議する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 貸借対照表及び損益計算書 (<u>正味財産増減計算書</u>) 並びにこれらの附属明細書の承認</p> <p>(5)～(7) [略]</p> <p>(8) <u>事業計画書及び収支予算書の承認</u></p> <p><u>(9) 借入金の最高限度額の決定</u></p> <p><u>(10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項</u></p> <p>(開催)</p> <p>第13条 総会は、定時総会として毎年度6月に1回開催するほか、<u>3月及び必要がある場合に</u>臨時総会を開催する。</p>

改正後(案)	現 行
<p>(役員の選任)</p> <p>第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。</p> <p>2 会長、副会長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。</p> <p>[新設]</p> <p><u>3 理事のうち少なくとも1人以上が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益認定法」という。)第5条第15号に掲げる者(以下「外部理事」という。)でなければならない。また、監事のうち少なくとも1人以上が、公益認定法第5条第16号に掲げる者(以下「外部監事」という。)でなければならない。</u></p> <p>(役員の報酬等)</p> <p>第25条 役員は、無報酬とする。ただし、会長、副会長、<u>常勤の役員、外部理事及び外部監事</u>に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。</p> <p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第35条 協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第36条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。</p>	<p>(役員の選任)</p> <p>第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。</p> <p>2 会長、副会長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。</p> <p>(役員の報酬等)</p> <p>第25条 役員は、無報酬とする。ただし、会長、副会長<u>及び</u>常勤の役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。</p> <p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第35条 協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、<u>理事会の決議を経て、総会の承認</u>を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第36条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。</p>

改正後(案)	現 行
<p>(1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書 (活動計算書) (5) 貸借対照表及び損益計算書 (活動計算書) の附属明細書 (6) 財産目録 2～3 [略]</p> <p>[新設] <u>附則</u> この定款は令和8年4月1日から施行する。</p>	<p>(1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書 (正味財産増減計算書) (5) 貸借対照表及び損益計算書 (正味財産増減計算書) の附属明細書 (6) 財産目録 2～3 [略]</p>